

一般社団法人愛媛県電設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県電設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は電気工事に関する諸問題について調査研究し、経営の合理化、技術の向上及びその交流を図り、電気設備産業関係に従事する者の福祉を増進し、もってこの業界の健全な進歩発展を計り、地方産業に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気工事に関する技術の総合的調査・研究、資料の収集及び資材・器具等の調査・研究並びに資格取得のための情報提供
- (2) 電気工事に関する知識の普及、技能の向上及び能率の増進並びに経営管理に寄与するための教育・講習会・展示会等の実施
- (3) 災害支援及び環境保全美化等の社会貢献活動の実施
- (4) 体育競技及びレクリエーション等の開催並びに永年勤続及び優良従業員の表彰
- (5) 建設業協会その他各友好団体との協力による公益事業の実施
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛媛県の区域内で行う。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

(会員の資格)

第6条 正会員は、建設業法に基づく一般建設業若しくは特定建設業の許可を受けた事業者で本会理事会の承認を得た愛媛県内に事業所を有する法人又は個人の電気工事業者とする。

2 特別会員は、電気工事に関する学識経験があり本会の趣旨に賛同する者とする。

3 賛助会員は、電気工事に関係のある者で本会の趣旨に賛同する者又は総会において推薦された者とする。

(入会)

第7条 本会に正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を得なければならない。

2 賛助会員は、会費の納入をもって入会とみなす。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員に次の各号に該当する行為のあるときは、総会の決議により除名することができる。

(1) 本会に対する会費の納入その他債務の返済を怠ったとき

(2) 本会の運営を妨げ又は名誉棄損の行為があったとき

(3) 定款その他の規定に違反した行為があったとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及び本会の資産について何等請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 事業計画及び収支予算の承認

(4) 決算の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2か月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する 2 名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(総会)

第 21 条 総会に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 5 章 役員、顧問及び相談役

(役員を設置)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事（会長、副会長、専務理事を含む） 10名以上20名以内
- (5) 監 事 4名以内

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 役員に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（役員を選任）

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（法人会員にあっては代表者である個人）の中から選任する。ただし、監事のうち1名は、電設業界関係者以外の者から選任する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期等）

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員権利義務を有する。

（役員解任）

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び非常勤の外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 役員報酬等に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除)

第 29 条 本会は、役員 of 法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 30 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会の推薦を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 5 相談役は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会)

第 37 条 理事会に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第38条 本会の事業を行うため、必要に応じ理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費、特別会費及び入会金

(3) 寄付金品

(4) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(細則の制定)

第50条 この定款の施行に必要な細則は、総会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、大西英彦とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。